



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## メディカルサービス法人へ支払った外注費の適正額 ～行為計算否認を取消し・未公開裁決～

メディカルサービス法人については、すでに6件の事例が収録されていますが、今回は、行為計算否認が取り消された貴重な裁決をご紹介します。この事例は、情報公開法により開示請求をした会員から提供された未公開の裁決です（平成13年3月13日裁決）。

医療保険業を営む審査請求人は、同族会社であるメディカルサービス法人A社と業務に関する請負契約を締結し、支払金額（各年3,300万円）を外注費として確定申告をしたところ、原処分庁は、所得税法157条（同族会社等の行為又は計算の否認）を適用して更正処分をしました。

原処分庁は、①請負業務は、契約書及びその実態からみて、実質的に単純労働者の人材派遣業務である、②同族関係にない比準同業者4件の人材派遣倍率（比準同業者の派遣した従業員の人件費等の額を分母とし、派遣先からの収入金額を分子とした倍率の平均値）から算定した認定外注費に比べて、本件外注費は著しく高額である、と主張しました。

請求人は、①請負契約は、業務の包括的委任契約であり、同業者比準方式に用いる同業者は、A社と業務内容、事業規模、収入金額等が類似する法人とすべきであり、本件比準同業者はこの要件を欠いている、②外注費の額は、「メディカルサービス法人の実務」「小企業の経済指標」の統計資料に基づいた人件費対請負金額の比率を考慮して適正に算定している、と主張しました。

審判所は、所得税法157条の適用要件である所得税の負担を不当に減少させる結果となるか否かの判断の方法としては、独立かつ対等で相互に特殊な関係にない当事者間での取引と同族会社の行為計算を比較する同業者比準の方法は、その合理性が認められているとして、原処分庁が採用した同業者比準の内容の適否について、次のように審理しました。

- ① A社は、請負契約書に基づいて、診療行為を除くほとんどの業務を遂行するために必要な役務の提供及び請負業務に必要な機械、器具等の準備、消耗品、機材等、諸費用の負担を行っているものであり、このような形態は、一般的な人材派遣にとどまらず、請求人の業務全般の委託を受けていると考えるのが相当である。
- ② 比準同業者の事業内容は、従業員を契約先企業等に派遣して収入を得ている人材派遣であり、負担する費用も、派遣した従業員の賃金及び法定福利費に限定されているが、A社の業務内容は①のとおりであるから、事業内容において、A社と比準同業者には個別条件の相違を超えた違いが認められる。
- ③ 比準同業者のうち3件は、収入金額がA社の収入金額の2倍以上であり、また、残る1件は、人材派遣業のほかにパソコン教室等の業務を行っており、人材派遣に係る収入金額が総収入金額に占める割合は、13%ないし17%であるから、A社とは事業規模等においてかなりの差異が認められる。

以上のとおり、比準同業者4件は、事業内容、事業規模等において相当な類似性を備えているとは認められず、したがって、比準同業者としての基礎的要件に欠けるものから算定した倍率はその合理性が認められないことから、これによって所得税法157条を適用した更正処分は、法令の適用を誤ったものであるとして、更正処分の全部を取り消しました。

なお、調査担当職員が関与税理士を排除するよう示唆し、かつ、税理士の立会いをさせずに調査を終えたことは違法である旨の請求人の主張に対しては、調査担当職員は関与税理士に面接するため相当な方法を取っているにもかかわらず、関与税理士がそれに応じていないことが認められるとして、調査に違法はないと判断しています。……………（税法データベース編集室 市野瀬茜子）

◇以上の判例について詳細（全文・A4版13枚）が必要な方は、送料・実費とも1,500円（税込）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。